

室蘭市監査公表第9号

令和4年度定期監査（前期）の結果公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき
監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙の
とおり公表する。

令和4年10月3日

室蘭市監査委員 杉 本 久佐男

室蘭市監査委員 南 川 達 彦

令和4年度
監査結果報告書
(前期)
定期監査

室蘭市監査委員

目 次

室監報第7号 定期監査の結果に関する報告の提出について	1
第1. 監査期間	2
第2. 監査執行箇所及び書類審査年月日	2
第3. 監査執行者	2
第4. 監査の範囲	2
第5. 監査の方法	3
第6. 監査の結果	3
1. 企画財政部	4
2. 生活環境部	4
3. 教育部	5

室 監 報 第 7 号
令和4年10月3日

室 蘭 市 長 青 山 剛 様
室 蘭 市 議 会 議 長 児 玉 智 明 様

室蘭市監査委員 杉 本 久佐男

室蘭市監査委員 南 川 達 彦

令和4年度定期監査の結果に関する報告の
提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり提出します。

第1. 監査期間

令和4年4月1日から令和4年8月23日まで

第2. 監査執行箇所及び書類審査年月日

執行箇所	書類審査年月日
【企画財政部】	
企画課	令和4年4月14日
ICT推進課	
財政課	令和4年4月15日
管財課	
市税課	令和4年4月18日、19日
【生活環境部】	
地域生活課	令和4年6月1日
環境課	令和4年5月27日
保険年金課	令和4年5月17日、18日
戸籍住民課	令和4年5月19日、20日
【教育部】	
総務課	令和4年4月27日、28日
学校教育課、指導主事、教育研究所	令和4年5月9日
生涯学習課	令和4年5月10日、11日
図書館	令和4年5月13日
学校給食センター	令和4年5月31日

第3. 監査執行者

監査委員 杉本 久佐男

監査委員 南川 達彦

第4. 監査の範囲

令和3年度における財務に関する事務の執行及びこれらに関連する事務並びに経営に係る事業の管理状況

第5. 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに、当該部局の事務が関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかを主眼として、関係職員からの説明聴取を行うとともに、関係書類の抽出による検査、実地調査により監査を実施した。

第6. 監査の結果

全体を通じておおむね適正に処理されていると認められた。

また、公金取扱事務については、関係職員から公金の管理状況を聴取するとともに、金庫の実地調査により監査を実施したところ、適正に処理されていると認められた。

今回の監査では、手数料の契約や食糧費及び物品の購入手続きの支出事務に不適切な事例が見受けられた。

これは、事務の執行に当たり手続きの確認を怠っていたことに起因するものであり、各部においては、常に根拠法令等を確認するとともに、事務処理の誤りを未然に防止するチェック体制の徹底が望まれる。

今後とも、管理監督者は、決裁過程等における精査を十分に行うとともに、所属職員に対する適切な指導・助言に努められたい。

なお、監査箇所ごとの細部にわたる注意又は留意すべき軽易な事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告書では省略した。

以下、監査結果の概要は、次のとおりである。

1. 企画財政部

(1) 収入事務について

主として、各種使用料・手数料、土地建物貸付収入などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

ア. 手数料の契約事務について

1 件の予定価格が 80 万円以上の随意契約において、予定価格を定めたときは予定価格調書を作成しなければならないが、同調書及び契約書の作成を省略していたものが見受けられた。

室蘭市契約に関する規則第 35 条及び第 39 条に基づき、適正な事務の執行に努められたい。(ICT 推進課)

(3) 財産管理事務について

行政財産及び普通財産の貸付状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

2. 生活環境部

(1) 収入事務について

主として、各種使用料・手数料、土地建物貸付収入などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(3) 財産管理事務について

行政財産及び普通財産の貸付状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

收受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

3. 教育部

(1) 収入事務について

主として、各種使用料・手数料、土地建物貸付収入などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(2) 支出事務について

主として、給与等の支給事務、旅費などについて監査を行った結果、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

指摘事項

ア. 食糧費の支出事務について

会議用の茶菓の購入手続きにおいて、金額の上限基準を超える予算執行が見受けられた。

食糧費の執行にあたっては、企画財政部長通知、事務経費執行の適正化についての取扱いに基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(生涯学習課)

イ. 物品の購入事務について

予定価格の総額が30万円以上である物品購入に係る事務手続において、同一の業者に2件に分けて、30万円未満の物品として、契約主管課長に依頼せず、随意契約により購入しているものが見受けられた。

室蘭市物品会計規則第7条に基づき、適正な事務の執行に努められたい。
(図書館)

(3) 財産管理事務について

行政財産及び普通財産の貸付状況などについて監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。

(4) その他の事務について

収受発送件名簿及び勤務動態簿に係る事務について監査を行った結果、適正に処理されていると認められた。